改正後

目次
［第一章～第三章　略］
第四章　特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の二）
［第五章～第八章　略］
附則
（免許の単位）
第二条　［略］
［２～４　略］
５　基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。
［一～五　略］
六　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分
［６～９　略］
（工事設計等の変更の申請及び届出）
第十二条　次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。
［一・二　略］
三　法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受けようとする場合
［四・五　略］
［２～５　略］
（届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）
第十二条の二　法第九条第五項第一号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　変更前の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三十未満である者　変更後の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三十未満であるもの
二　変更前の外国人等直接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。）が百分の三十未満である者　変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十未満であるもの
三　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満である者　変更前の外国人等直接保有議決権割合と変更後の外国人等直接保有議決権割合との差が千分の一未満のものであつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの

改正前

目次
［第一章～第三章　同上］
第四章　特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八）
［第五章～第八章　同上］
附則
（免許の単位）
第二条　［同上］
［２～４　同上］
５　［同上］
［一～五　同上］
六　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（同表（注）十一の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分
［６～９　同上］
（工事設計等の変更の申請及び届出）
第十二条　［同上］
［一・二　同上］
三　法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受けようとする場合
［四・五　同上］
［２～５　同上］
［新設］